平成26年第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年9月24日(水)午後1:30~午後2:25

2. 場 所: 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (6人)

職名	番号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
"	5	佐藤 光男
"	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (4人)

1番 畠山 賢悦 6番 坂根 重友 7番 小澤 守昭 8番 谷地村 久人

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第19号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日程第5 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第21号 新郷村農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに

係る意見書の提出について

日程第7 議案第22号 新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

(平成 26 年第 10 回 9月の総会)

	(平成 20 年第 10 回 9 月の総会)
議長	会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います。
	唱和の音頭を、5番 佐 藤 光 男 君 にお願いします。
	(農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第10回
	新郷村農業委員会総会を開会いたします。
	日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名
	と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは議事録署名委員には、2番 小 坂 敏君 並びに3番 長 根 孝 衛君を
	指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。
	諸般の報告については、配布のとおりでありますが、事務局より報告事項の朗読と説明を
	求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第3 議案第18号 農地法第3条第1項の規定基づく農業委員会の許可につ
	いてを議題といたします。
	受付番号28号、29号について審議に付します。
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第3 議案第18号 農地法第3条第 1 項の規定に基づく農業
	委員会の許可について
	農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を
	求めるものです。
	今月の農地法第3条の許可申請は使用貸借が2件です。
	それでは、受付番号28号について説明いたします。
	P4の受付番号28号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるもので
	あり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積
	等については、議案書記載のとおりです。
	また、P5に農地法3条1項の調査書、P6に許可申請書の写し、P7には申
	請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。
	申請地箇所は、6月の総会で売買許可した農地の所有権移転が完了したた
	め申請するものです。この申請は親子間の使用貸借であり、譲渡人が農業者
	年金を引き続き受給のため譲受人と使用貸借の設定をするものであります。
	なお周辺農地状況など、別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可でき

ない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 次に受付番号29号について説明いたします。 P8 の受付番号29号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるもので あり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積 等については、議案書記載のとおりです。 また、P10 に 農地法3条1項の調査書、P11~12 に許可申請書の写しを添 付しておりますので参考にしてください。 申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受 給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。また別紙農地法 第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要 件を満たしていると考えます。なお、この申請については、農業者年金を引 き続き受給するためものであり、利用状況等の調査については割愛させてい ただきました。 議長 ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の9番 工藤委員から報告を求め ます。 議案第18号 受付番号28号の現地調査の結果を報告します。 工藤委員 受付番号28号の申請地は畑であり、現在も畑として耕作されています。 借り受け後も、畑として利用することを予定しています。 これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。 また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。 以上、現地調査の結果報告とします。 議長 ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。 質疑意見なし 議長 質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第18号、受付番号第28号、29号を原案のとおり、決定することにご異議ありません か。 異議なし 議長 異議なしと認めます。 よって、議案第18号は原案のとおり決定しました。 議長 次に、日程第4 議案第19号 農地法第4条第1項の規定基づく農地転用許可に係る意 見についてを議題といたします。 それでは、受付番号第2号について審議に付します。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。
日程第4 議案第19号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転
用許可に係る意見について、
受付番号2号の農地の所在、地目、面積及び申請人の住所氏名は議案書記載のとおりであ
り、転用目的並びに転用理由は、労働力不足及び、周囲が山林で日当たりが悪いため思うよ
うに収穫が上がらず、また隣地が自己所有の山林であり、管理がしやすい申請地に杉を植林
し転用したいもので、今回農業委員の指導により追認による農地法4条許可申請が提出され
たものであります。
また、P15からP25に許可申請書の写し、転用計画書、登記事項証明書の写し、顛末書、隣
地現況図、土地利用計画図、位置図、案内図を添付しておりますので参考にしてください。
申請地の農地区分については、住宅地に隣接する農業公共投資の対象となっていない小集
団で生産性の低い農地であることからその他の農地の第2種農地と判断されます。また、農
地法第4条第2項に掲げる転用許可基準に基づき①該当する農地区分 ②代替えとなる
土地の有無 ③転用目的実現の確実性 ④周辺農地への被害防除措置等ついて調査した結
果、転用内容は許可基準に照らし許可相当と判断されますので、県知事へ送付して差し支え
ないものと考えられます。
ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の9番 工藤委員から報告を求め
ます。
議案第19号 受付番号2号の現地調査の結果を報告します。
受付番号第2号の農地の周辺は山林であり、当該農地への日照が悪いため収穫が上がら
ず、隣接する山林との管理上、植林し転用したほうが良いと考えた結果での申請ということ
であります。
また、利用状況及び周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えま
す。
以上、現地調査の結果報告とします。
ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
質疑意見なし
質疑意見なしと認めます。
これより、採決いたします。
議案第19号、受付番号2号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
異議なし
異議なしと認めます。
よって、議案第19号は原案のとおり決定しました。

議長	次に日程第5、議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定
	についてを議題とします。
	それでは、受付番号1号について審議付します。
	 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第5 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定に
	ついて
	農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により下記の農用地利用集積計画の決定について
	意見を求めるものです。
	平成26年9月10日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められ
	ているもので整理番号26の1号から26の2号までの2件で農地の所在、地目、面積、利用
	権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、P25 議案書記載のとおりで
	あります。
	また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権及び賃貸借の設定であります。
	P26 は、新郷村長からの協議文書、P27 から P35 までに利用集積計画書の写しと位置図を
	添付しておりますので参考にしてください。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の9番 工藤委員から報告を求め
	ます。
工藤委員	議案第20号の現地調査の結果を報告します。
	議案第20号の申請地、整理番号26の1から26の2までの2件についての地目は田と
	畑であります。借り受け後も農地中間管理機構から借り受け人に畑と田で借り出されるもの
	であり、周辺農地への支障は無いと思われます
	また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
議長	質疑意見なしと認めます。
	これより、採決いたします。
	 議案第20号の、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について申請
	のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
	プロ 技'の U
議長	異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり決定しました。
議長	次に日程第6、議案第 21 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに
	係る意見書の提出についてを議題とします。

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第6 議案第21号 新郷村農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見
	直しに係る意見書の提出について
	新郷村農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、新郷村長から
	別紙のとおり意見書の依頼があったので農業委員会の意見を求めるものです。
	見直しの根拠、概要について説明いたします。別冊で、農業経営基盤強化の促進に関す
	る基本的な構想(案)を添付してありますので、参考にしてください。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。
	これより、採決いたします。
	議案第21号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり決定しました。
議長	日程第7、議案第22号 新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを
	します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第7 議案第22号 新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出に
	ついて
	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、新郷村長から
	別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。
	申請地は、新郷村大字西越字西越23-1、同所23-2であり、8月の総会の議案第1
	7号、農地法第5条第1項で審議した携帯電話無線中継局の場所であります。
	変更内容は、農用地区域からの除外で、除外面積は、64.22 ㎡、目的は携帯電話無線中継
	局の増設工事のためです。
	P40 に新郷村長からの意見書、P41~P55 変更内容、申請位置図、変更申出書、地形図・案
	内図、平面図等、公図の写し、登記事項証明書の写し、法人登記謄本、土地賃貸借契約書の
	写しを添付してありますので、参考にしてください。 以上説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし

議長	質疑意見なしと認めます。	
	これより、採決いたします。	
	議案第22号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。	
	異議なし	
議	異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり決定しました。	
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。	
	これをもって、平成26年 第10回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。	

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議長

署名者

署名者